

参考：策定と改定の方法

<平成14年版の策定の方法>

緑区まちづくり計画(平成14年版)を策定するにあたっては、横浜市の総合計画や分野別の基本計画等に即した上で、次のような様々な方法で区民の意見を伺う機会を設け、区民の意見を出来る限り反映させながら策定を進めました。

(1) 緑区まちづくり会議の開催

公募区民が参加したこの会議では、「緑と水」「駅周辺」「住まい」の3つのテーマでまちづくりを捉え、テーマ毎に3回ずつ会議を開催して問題点を整理し、その解決に向けた方策の検討を行いました。検討結果は、「緑区まちづくり計画への区民提案集」としてまとめました。

(2) 地区懇談会における検討

区内に11地区ある連合自治会ごとに毎年開催されている地区懇談会において、地域の課題について意見を伺い、「緑区まちづくり計画への区民意見集」としてまとめました。

(3) ホームページによる情報提供と意見募集の実施

緑区ホームページに緑区まちづくり計画のページを設けて、策定経過などを情報提供するとともに、電子メールによりまちづくりに対する意見・提案を募集しました。

(4) まちづくり提案箱の設置

区役所にまちづくり提案箱を設置して、来庁者からまちづくりの意見・提案を募集しました。

(5) 素案の作成・公表及びそれに対する意見の募集

緑区まちづくり会議や地区懇談会及びホームページによる提案・意見を踏まえて素案を作成しました。素案を配布するとともに概要版を広報よこはま緑区版に掲載し、意見を募集しました。募集した意見は、原案に出来る限り反映しました。

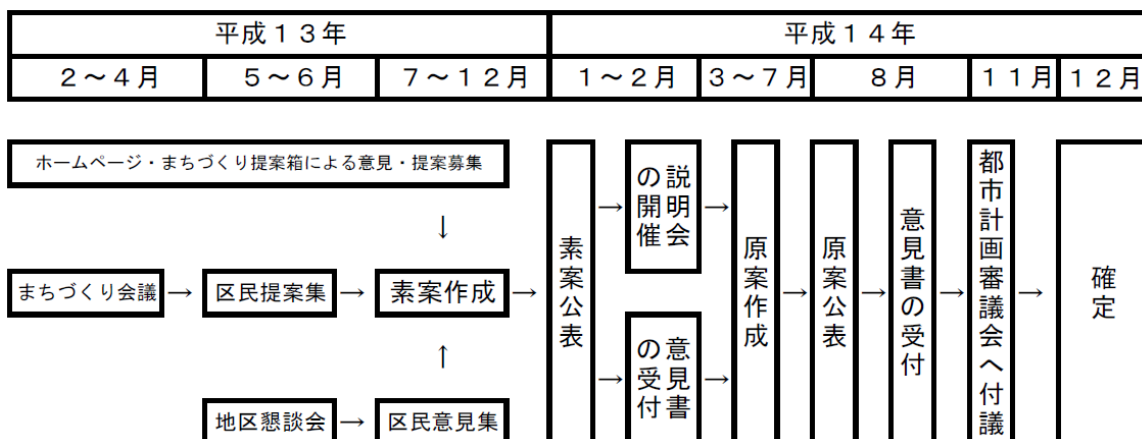
(6) 原案の公表及びそれに対する意見の募集

原案を区役所において公表・配付し、緑区ホームページへ掲載しました。それに対する意見を募集し、意見を踏まえて緑区まちづくり計画(案)を作成しました。

(7) 緑区まちづくり計画の確定

緑区まちづくり計画(案)を都市計画審議会へ付議し、「緑区まちづくり計画」が確定しました。

◆緑区まちづくり計画の策定の進め方◆



<改定の方法>

「緑区まちづくり計画」策定からの約 10 年間におけるまちづくりについて振り返るとともに、平成 25 年 3 月に改定された横浜市都市計画マスタープラン・全体構想との整合及び今後の社会情勢等の変化を見据えて改定します。改定に際しては、次のように様々な方法で区民の意見を伺う機会を設け、区民の意見を出来る限り反映させながら改定を進めます。

(1) 改定計画の説明及び意見募集

緑区ホームページやチラシを用い、改定のポイント・スケジュール等を説明し、緑区まちづくり計画（平成 14 年版）及び地域のまちづくりに対する意見を募集しました。また、各地区連合自治会が開催する「地域課題を考える会」でも趣旨を説明しました。

(2) 改定素案の作成・公表及びそれに対する意見の募集

応募された意見を出来る限り反映し、改定素案を作成しました。改定素案の概要版を広報よこはま緑区版に載せるとともに緑区ホームページに掲載し、意見を募集しました。

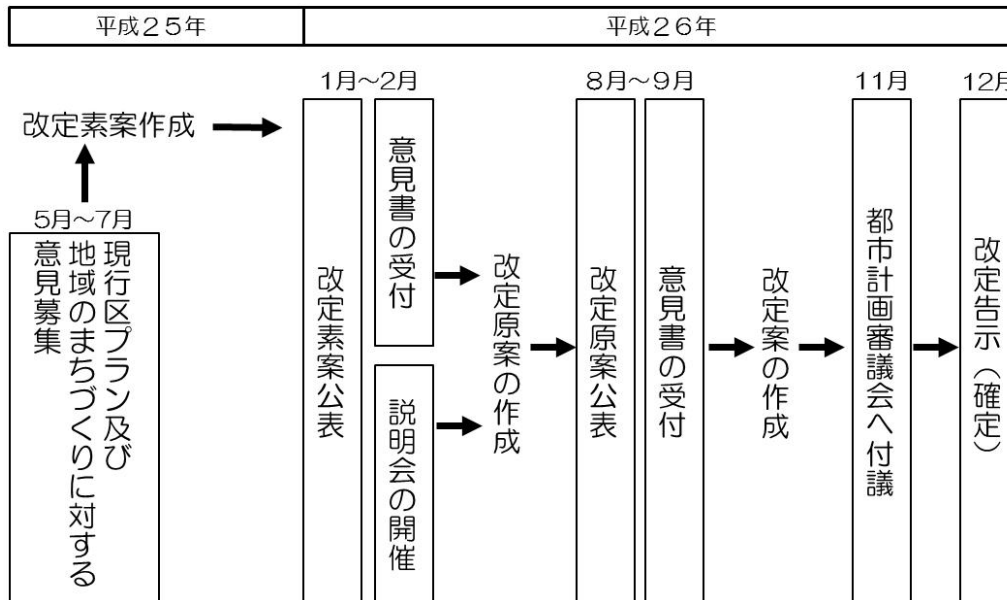
(3) 改定原案の公表及びそれに対する意見の募集

改定原案を区役所において公表し、緑区ホームページへ掲載しました。それに対する意見を募集し、意見を踏まえて改定案を作成しました。

(4) 緑区まちづくり計画改定の確定

改定案を都市計画審議会へ付議し、「緑区まちづくり計画」の改定が確定します。

◆緑区まちづくり計画の改定の進め方◆



参考：都市計画マスタープランとは…

★都市計画法の規定に基づいて作成されるプランです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の2

1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

★3段階で作成します。

横浜市においては、都市計画マスタープランは、「全体構想」「地域別構想(区プラン及び地区プラン)」の3段階で構成され、それぞれ横浜市都市計画審議会に付議し、決定します。

★横浜市基本構想などに即して作成します。

全体構想は、「横浜市基本構想(長期ビジョン)」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して作成しています。

区プランは、全体構想を上位計画として作成します。

地区プランは、特にまちづくりの検討が必要な地区を対象に、区民参加により順次作成します。

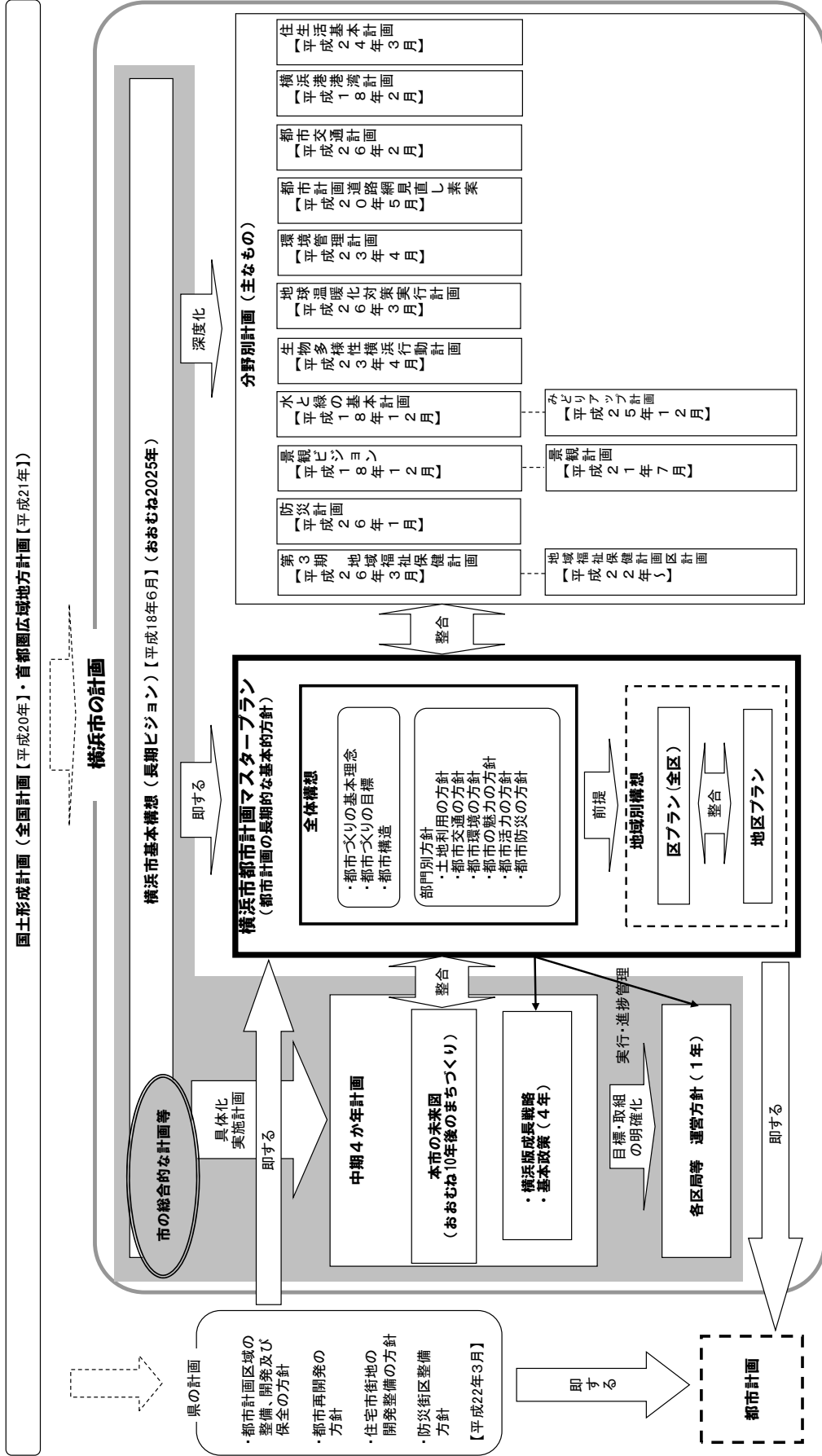
★分野別の基本計画との整合を図ります。

「横浜市水と緑の基本計画」「横浜市環境管理計画」「横浜市住生活基本計画」など分野別の基本計画と相互に整合を図りながら策定します。

★横浜市が定める都市計画は、横浜市都市計画マスタープランに即して作成されます。

横浜市が定める都市計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港、自動車専用道路や一般国道、一級河川、国が設置する公園・緑地などを除く都市計画)は、横浜市都市計画マスタープランに即して定めなければならないとされています。

横浜市都市計画マスタープランと関連計画との関係



平成26年10月時点

参考：用語集

【ア行】

エコロジカルネットワーク (P.24)

水辺や緑地からなる生物生息空間のつながりを意味します。

【カ行】

幹線道路 (P.3、8、12、14、29、33、34、42)

高速道路を除く都市計画道路や一部の国道及び県道のことです。

狭あい道路整備促進路線 (P.29)

横浜市狭あい道路の整備促進に関する条例に基づき、狭あい道路のうち整備促進路線に接した敷地で建築物の建て替え等を行う際に、道路の拡幅に支障となる塀・擁壁等の除去または移設に要する費用を横浜市が助成する狭あい道路拡幅整備事業を実施しています。

景観協定 (P.28)

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度です。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができます。

建築協定 (P.1、28、30、50)

住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者等が全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準を定める制度です。

高水敷 (P.19)

常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地を指します。平常時にはグラウンドや公園など様々なかたちで利用されていますが、増水した時には浸水してしまいます。

【サ行】

栽培収穫体験ファーム (P.20)

栽培収穫体験ファームは、農家が開設する市民農園で、利用者は農家の指導を受けながら本格的な野菜づくりや農作業体験を楽しむことができる本市独自の制度です。

障害者地域活動ホーム (P.38)

住宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているものです。

主なサービスとして、日中活動事業（デイサービス事業、障害福祉サービス事業）のほか、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）及び相談支援事業などを実施しています。

生活支援センター (P.38)

精神障害者が地域で自立した生活を送るために、精神保健福祉士などによる相談支援や、生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯）、生活情報の提供、地域との交流の促進等を行います。

生物多様性 (P.3、8、18、22、24、37、48)

全ての生物の間に違いがあることと定義され、「生体系」「種」「遺伝子」3つのレベルでの多様性があります。生物多様性が健全であることで、人間を含めた地球上全ての生命やその諸活動が支えられています。

【夕行】

耐震改修 (P.29)

耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された建物について、地震に対する安全性を向上させる工事を行うことです。

また、横浜市では昭和56年5月以前の旧耐震基準で工事着手された、在来軸組構法の木造戸建住宅、分譲マンション、病院、学校、店舗等の多くの人を利用する建物で一定規模以上のものや地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建物で一定の高さ以上のものに対する耐震改修費の一部を補助する制度があります。ただし、補助に関してはその他の要件があります。

耐震診断 (P.29)

建物の地震に対する安全性を確かめるための調査です。

また、横浜市では昭和56年5月以前の旧耐震基準で工事着手された、在来軸組構法の木造戸建住宅、分譲マンション、病院、学校、店舗等の多くの人を利用する建物で一定規模以上のものや地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建物で一定高さ以上のものに対する耐震診断費の一部を補助する制度（持家木造戸建住宅は無料耐震診断）があります。なお、補助に関してはその他の要件があります。

地域地区 (P.30)

都市計画法第8条の規定により、都市計画区域について、都市計画に定めることが出来るとされている地域、地区又は街区のことです。用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、風致地区、特別緑地保全地区等があります。

地域道路 (P.14、33、41)

高速道路及び幹線道路を除く道路。「主要な地域道路」とは、地域道路のうちバス通りや駅と住宅地、また、幹線道路どうしを結ぶ道路で、14年版では「地区幹線道路」と示しています。

地区計画 (P.1、12、28、30、50)

地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するために、建築物の形態、道路や公園の配置等について、住民の意向を反映し、市町村が定める計画です。

地球温暖化対策（緩和策・適応策）(P.3、29)

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の2種類があります。

緩和策とは、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用などにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制したり、樹林地の保全を通じて温室効果ガスを吸収させる対策です。

適応策とは、昨今の異常気象など既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整して避けられない影響を軽減する対策です。ハード面では、大雨による浸水対策の下水道整備など、ソフト対策では、猛暑による熱中症の予防情報の提供などがあります。

低炭素型のまちづくり (P.29)

地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素について、排出の抑制と吸収作用の強化をしながら、人々が安心して暮らすことができるまちづくりを行うことです。

特別緑地保全地区 (P.3、9、20、22)

都市緑地法で定められた都市計画で、都市計画区域内にある、無秩序な市街地化の防止等に資する緑地や、伝統的又は文化的意義を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地、又は、動植物の生息地、生育地となる緑地に該当するものについて都市計画に定めるものです。

都市計画区域

都市計画法第5条に規定される区域のことです。市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のことです。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、都市計画の目標などの都市計画の基本的な方針を定めるものです。神奈川県は、横浜市全域を都市計画区域に指定しています。

土地区画整理事業 (P.6、9、39、42、44、46)

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度となります。(国土交通省ホームページ「市街地整備手法の紹介」)

【ナ行】

農業専用地区 (P.18、23)

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と、都市環境を保全することを目的として本市の要綱により設定される地区です。設定の要件は、①農業振興地域（自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域で、都道府県が指定）内であること②10ha以上であること③農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれることです。

農用地区域 (P.18、23)

農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域を指します。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備基本計画」で定められます。

【ハ行】

風致地区 (P.20)

都市計画で定める地域地区の1つで、都市の風致を維持するために指定するものです。横浜市では政令に従い「風致地区条例」により、建築物の建築、宅地の造成または木竹の伐採などの行為を規制しています。

【マ行】

街づくり協議地区 (P.41)

横浜市街づくり協議要綱に基づき、より安全で快適なまちづくりを目指すために、駅周辺の商業・業務地区や計画的開発地区などで指定されています。その地区内で建物づくりを計画する場合には、建築計画の初期の段階で横浜市と協議することとなっており、地区別に協議指針を定めています。

緑と水の回廊構想 (P.16)

緑区の豊かな緑や水の資源を貴重な財産として次の世代に継承していくとともに、それらを活用して、区民の憩いの場、自然体験の場をつくる構想です。

緑の10大拠点 (P.22)

横浜市水と緑の基本計画では、市内におけるまとまった緑として、河川の源流域には「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が三箇所あるとしており、横浜市では、これらを合わせて緑の10大拠点としています。

恵みの里 (P.19、22)

地域の農家や農協等が主体となり、市民の参加・協力を得て、地域ぐるみで取り組む地域農産物の生産振興や農体験の場の整備などの事業に対し、市が支援して「農のある街づくり」を進めるための横浜市独自の農業施策です。

【ヤ行】

谷戸 (P.5、6、9、16、22、24、39)

谷戸は丘陵の間の谷状の地形を持つ地域で、貴重な源流域となるとともに、水・緑・農地・集落の一体空間であり、生物が多く生息しています。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、谷戸が多くあります。

用途地域 (P.12、29)

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うものです。次の12種類があります。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域。

【う行】

リノベーション (P.28)

既存の建物に大規模な改修工事を行い、時代に合わせた形で用途や機能を変更して性能を向上させたり、新しい価値を加えたりすることです。

緑地協定 (P.28)

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者全員の合意により締結される緑地の保全又は緑化に関する協定です。

緑被率 (P.16)

緑の現状を量的に示す指標の一つです。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、およその緑の量が把握できます。(新たな「横浜市環境管理計画」(2011(平成23)年4月))